

## 指導看護師派遣事業所等及び指導看護師に実施していただく業務について

### ● 実地研修実地前（医師との連携）

実地研修にあたり、かかりつけ医等の医師からの承認と書面等（訪問看護指示書等）による指示を確認してください。

※新たに書面等の取り交わしは必要ありません。

### ● 実地研修

①介護職員等に対する、指導を実施してください。

実地研修は、介護職員が利用者に必要な行為を手順どおり実施出来ると指導看護師が確認するまで行います。

※初回の指導、急変時の連携、最後の評価は必ず指導看護師が行ってください。それ以外の時間は必要に応じ医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び利用者本人・家族が指導の補助を行っていただいても構いません。

②所定の評価票を用いて評価を実施してください。

※評価は必ず2回以上行い、評価票の全ての項目についての評価結果が、連続2回「手順どおりに実施できる」となるまで評価を実施ください。

※評価の際、利用者（家族）の意見を聴取することが可能な場合は、利用者（家族）の意見を踏まえた上で評価を実施してください。

### ● 実地研修終了後

必要事項（訪問看護事業所署名や指導看護師の署名）を記入した評価票・評価まとめ票（要代表者印）を介護職員等の所属する事業所へお渡してください。

※留意事項

指導看護師が、本研修で受講決定をしていない介護職員等に対して、任意に実地研修の指導をしても、介護職員等が研修を修了したとはみなされないのでご注意ください。

### ● 指導看護師等とは

指導者養成研修を修了された方で、介護職員等によるたんの吸引実施のための研修（特定の者対象）の実地研修における指導者です。

対象の方は（初回の指導、急変時の連携及び実地研修の最後の評価を実施し、評価票へ署名ができる方）は医師・保健師・助産師又は看護師（正看護師）のみです。

※ 准看護師等については、指導看護師の指示の下で講師補助者として研修に携わることのみ可能であり、指導看護師とは認められませんので、ご注意ください。